

練馬区の移動支援事業について

練馬区 福祉部
障害者サービス調整担当課
障害者給付係

移動支援事業の対象としている 外出範囲について



対象となる外出内容

社会生活上必要不可欠な外出

または

余暇活動など社会参加のための外出

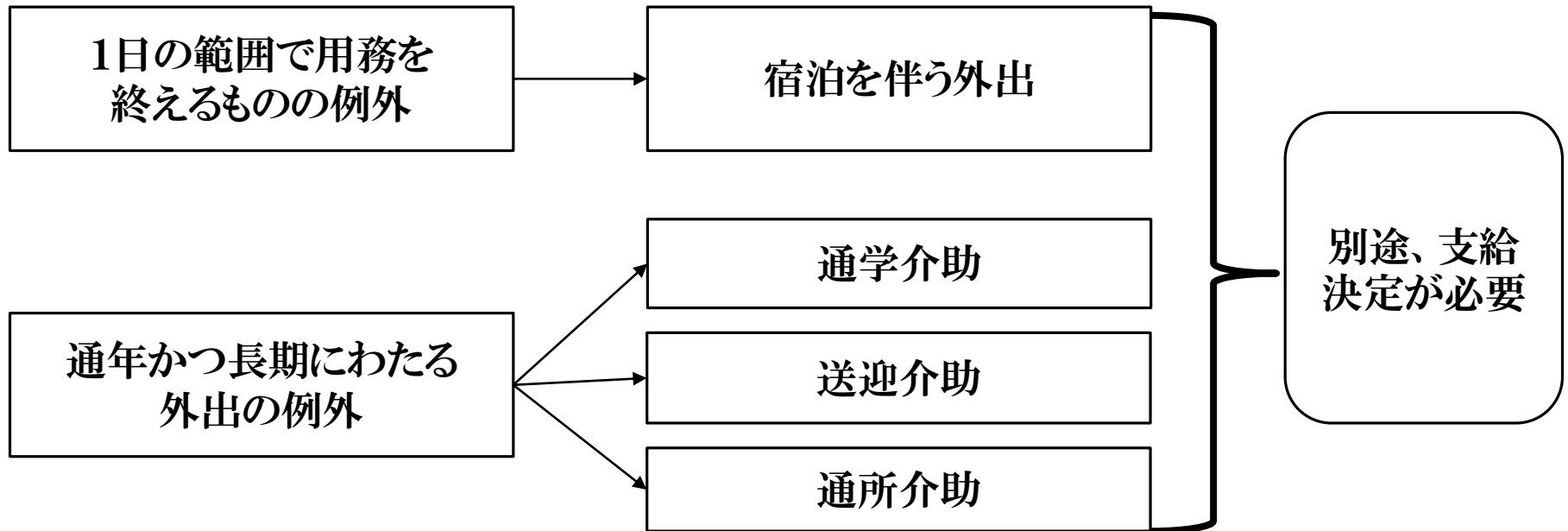
1日の範囲で用務を終えるもの

(利用例)
官公署や金融機関での手続き、
買い物や散歩、文化施設の利用など

対象とならない外出

- ①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- ②通年かつ長期にわたる外出
- ③社会通念上本事業を適用することが適当でない外出
- ④障害者関係の施設や団体が実施するプログラムにおける
職員の補佐を介助者が行わなければならないとみられる外出
- ⑤事業を提供する事業者が自ら実施する催し等のプログラムに
参加させることを目的とした外出

例外的に対象となる外出



宿泊を伴う外出

●サービスの内容

外出中の移動の支援のほかに宿泊先での介助など1日における活動を総合的に支援していただくものになります。

●決定支給量

年間を通じて1泊2日を2回まで利用可能としています。
ただし、移動支援の支給上限の50時間に含まれます。

通学介助

小・中・高・特支および学童クラブ等



バスポイント

自宅

●サービスの内容

単独での通学が困難な障害児に対し、登校・下校時の移動を支援するサービスです。

通学介助

●支給決定の要件

小・中・高、特別支援学校および学童クラブ等への通学に介助が必要な方で以下のいずれかに該当する場合

- ア 対象児童の家族(同居・別居にかかわらず)の疾病・事故・出産・障害等により、保護者が通学介助ができない場合
- イ 保護者の就労、保護者自身の疾病や障害等により通学介助ができない場合
- ウ その他の事情により、通学介助ができない場合

送迎介助

●サービスの内容

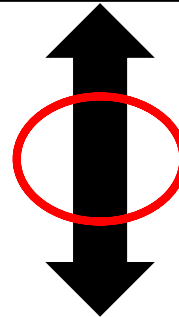
生活介護事業所の通所に
係る送迎バスの利用に当
たり、自宅とバスポイント
間の送迎を介助するサ
ービスです。

生活介護事業所(福祉園など)



バスポイント

自宅



送迎介助

●支給決定の要件

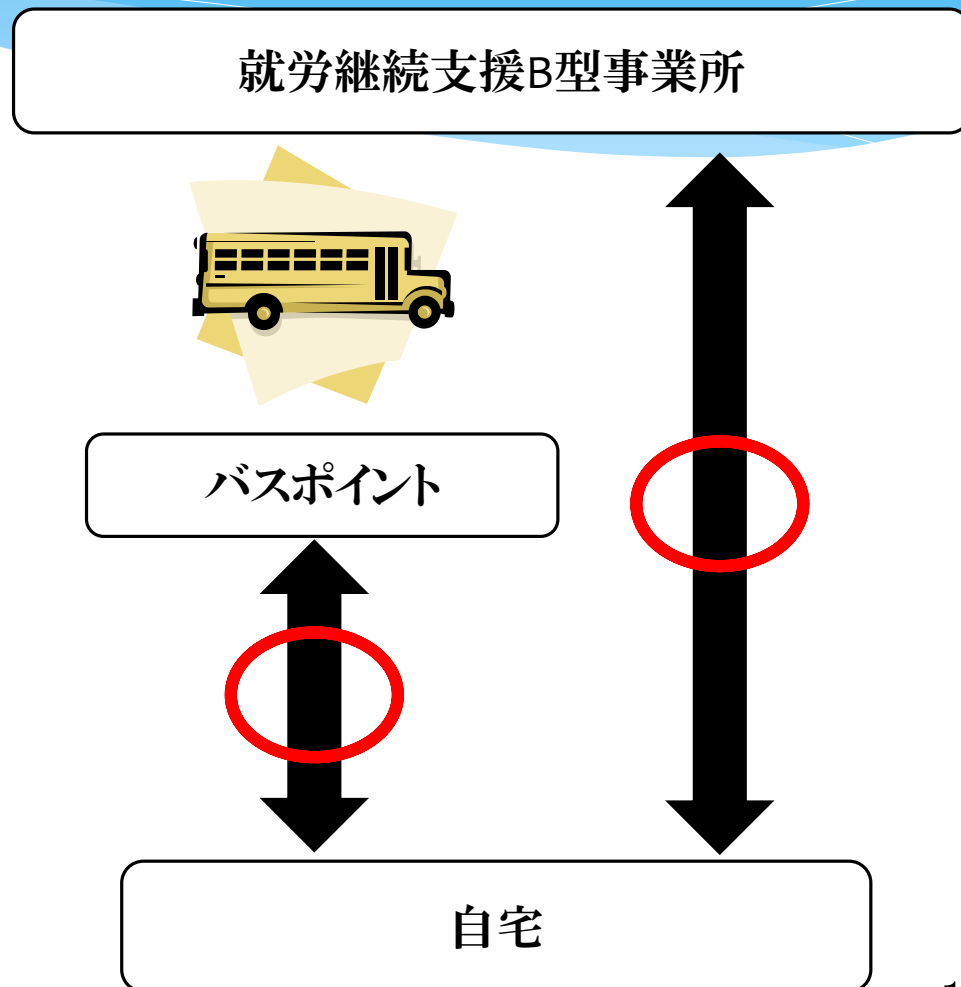
生活介護事業所の送迎バスを利用するにあたり、バスポイントと自宅間の単独での移動が困難な方で、以下のいずれかに該当する場合

- ア 対象者の家族に疾病・障害等があるため、送迎介助ができない場合
- イ 介助者が就労しているため、送迎介助ができない場合
- ウ 介助者自身に疾病・障害・要介護状態など、送迎介助ができない状態にある場合
- エ その他の事由により、送迎介助ができない場合

通所介助

●サービスの内容

就労継続支援B型事業所に単独で通所することが困難な方に対し、送迎の支援をするサービスです。



通所介助

●支給決定の要件

就労継続支援B型事業所に通所している障害者のうち高齢化または障害状況の変化等により通所が困難になった障害支援区分3以上の方で、以下のいずれかに該当する場合。

- ア 対象者の家族に疾病・障害等があるため、通所介助ができない場合
- イ 介助者が就労しているため、通所介助ができない場合
- ウ 介助者自身に疾病・障害・要介護状態等、通所介助ができない状態にある場合
- エ その他の事由により、通所介助ができない場合

受給者証と支給量について

地域生活支援事業費の支給決定内容	
障害支援区分	
認定有効期間	令和2年 4月 1日から 令和3年 3月 31日まで
サービス種別	移動支援
支給量等	身体介護あり(うち通所介助 ○○ 時間)50時間/月
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

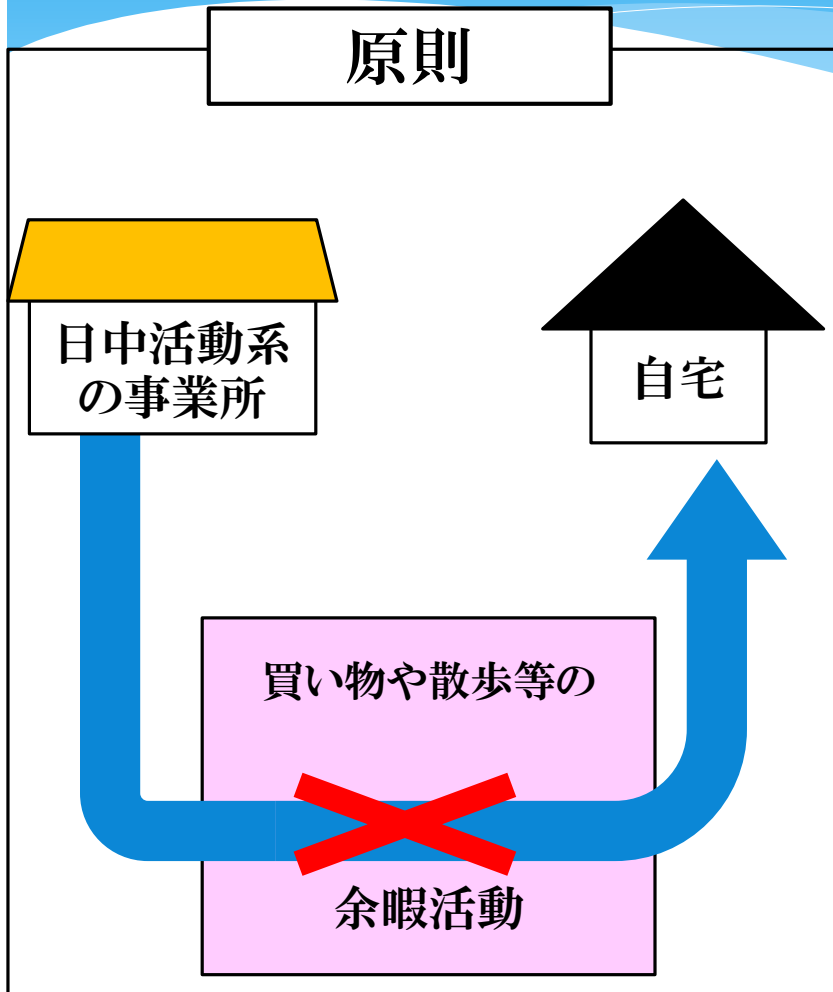
サービス提供をされる前に「通学介助」、「送迎介助」「通所介助」の支給決定がなされているか確認をお願いします。



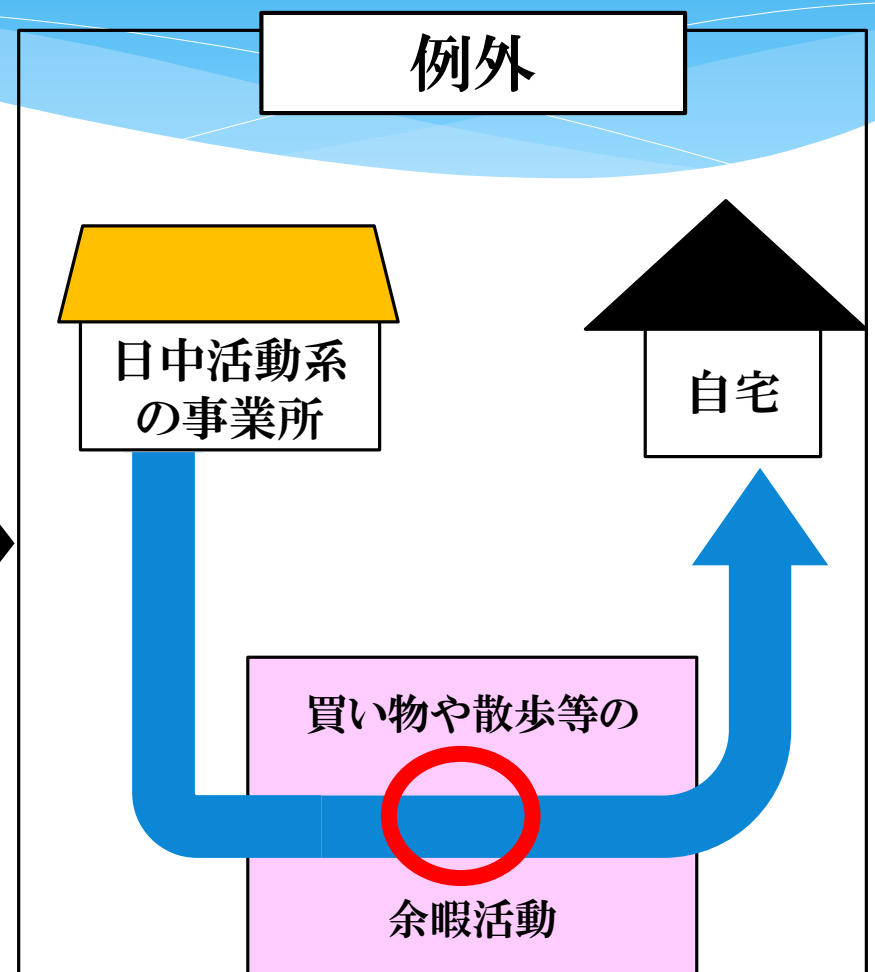
日中活動系サービス利用後の 帰宅途中の余暇支援について

「帰宅途中の余暇支援」について

原則



例外



対象者と支給量について

●対象になる方

就労継続支援(B型)、生活介護、自立訓練を提供する事業所に通所されている方

●利用可能回数

一月当たり5回まで

(サービス等利用計画等を用い、回数の確認をお願いします)

●支給決定について

必要な時間数については、移動支援の支給時間に含めて支給決定します。

お問い合わせ先

◎移動支援事業の概要等について ⇒障害者給付係

◎受給者証の内容や使い方等について
⇒ 総合福祉事務所
保健相談所